登山計画書を提出しましょう

平成29年10月　「山梨県登山の安全の確保に関する条例」が施行されました。

令和元年12月1日から
富士山・八ヶ岳・南アルプスの一部の山域で
登山計画書の提出が**義務**になります。





山梨県・山梨県警察

詳しくは、山梨県ホームページ「山梨の登山・山岳情報ポータル」まで

山梨の登山・山岳情報ポータル　検 索

山梨県の一部の山域で登山計画書の提出が義務となります

（山梨県登山の安全の確保に関する条例）

登山計画書の提出が義務の山域（12月1日～翌3月31日までの期間指定）

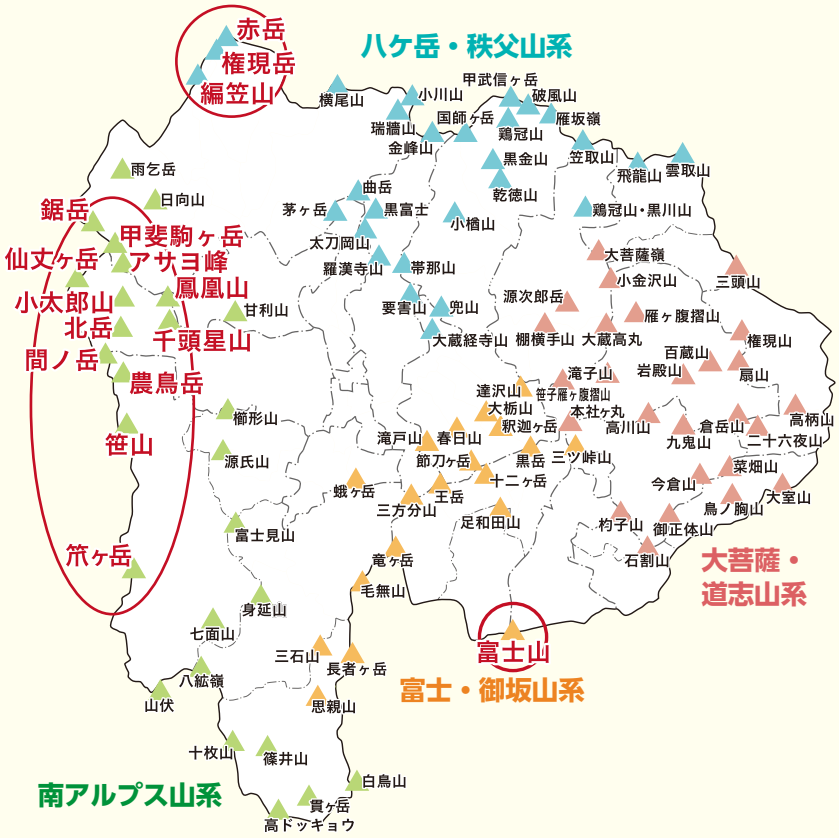
- 富士山 3000m以上（概ね八合目以上）
- 南アルプス　白根三山（北岳・間ノ岳・農鳥岳）、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、鋸岳 等
- 八ヶ岳　赤岳、権現岳、編笠山

登山計画書の提出が努力義務の山域（通年）

- 富士山　概ね六合目以上（一部登山道を除く）
- 南アルプス　白根三山（北岳・間ノ岳・農鳥岳）、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、鋸岳 等
- 八ヶ岳　赤岳、権現岳、編笠山

※詳細なエリアは、山梨の登山・山岳情報ポータル　検索

《（努力）義務化対象エリア》



《登山計画書の提出方法》

○オンライン登山計画書「コンパス」

http://www.mt-compass.com/

（要ユーザー登録）



○電子メール

tozanpost@pref.yamanashi.lg.jp

○FAX

富士山へ登る方　050(3066)0107
南アルプスへ登る方　050(3066)0113
八ヶ岳へ登る方　050(3066)0117
上記以外の山へ登る方
- JR 中央本線以北　奥秩父・大菩薩など　050(3066)0123
- JR 中央本線以南　三ツ峠山・富士山周辺　050(3066)0128

○登山ポスト



山梨の登山・山岳情報ポータル　検索

お問い合わせ先／山梨県観光部観光資源課
〒400−8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
TEL 055（223）1576　FAX 055（223）1558
e-mail　kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp